

## 申込添付書類

### (公共用地境界確定線証明・公共用地境界確定抄本交付)

- (1) 委任状（様式第8号、代表者に委任する場合は第9号も必要）
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
  - ・ 交付日から3か月以内の原本を添付すること。
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
  - ・ 交付日から3か月以内の原本を添付すること。
  - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (4) 申込地の登記事項証明書（全部事項証明書）
  - ・ 申込地の登記事項証明書（全部事項証明書）は、交付日から3か月以内の原本を添付すること。
  - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (5) 地図・地図に準ずる図面（公図）の写し
  - ・ 交付日から3か月以内のものを添付すること。
  - ・ 転写年月日及び転写したものの記名押印をすること。
  - ・ 申込地は着色するなどして特定すること。
  - ・ 必要に応じて、合成公図を作成すること。
  - ・ 登記情報提供サービスによる書類可。
- (6) 申込地周辺の位置図（申込地を着色）
- (7) 申込地及び周辺の地積測量図
- (8) その他豊中市長が必要と認める書類例
  - ・ 筆界特定書
  - ・ 過去に丈量した図面
  - ・ 筆界確認書
  - ・ 土地所有者が死亡し、相続登記がなされていないときは相続関係説明図（調査者名（押印））、遺産分割協議書等相続証明書（原本還付）また、法務局交付の「法定相続情報一覧図の写し」（原本還付）など、相続人が確認できる書類。
  - ・ 登記事項証明書に記載されている所有者の住所が、現住所と異なる場合は、住所沿革が確認できる書類（住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本）（代理人による原本証明、または、原本還付可）